

令和7年（ソラ）第1号

（原審・新潟地方裁判所令和6年（モ）第28号、基本事件・同年（ワ）第23号）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

5

主 文

- 1 本件特別抗告を却下する。
- 2 特別抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由


10 本件記録によれば、抗告人は、原決定により、閲覧等の制限を受ける者ではなく、基本事件における当事者にすぎず、閲覧等の制限申立てについての原決定に対する不服の利益を有しないから、本件特別抗告は不適法なものであり、その不備を補正することができないことが明らかである。


よって、民訴法336条3項、327条2項、316条1項1号により本件特別抗告を却下することとし、主文のとおり決定する。

15

令和7年1月29日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 坂 本 浩 志 

裁判官 高 橋 千 穂 

20

裁判官 高 橋 健 斗 

これは謄本である。

令和7年1月29日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 土田 幸 宏





(別紙)

当 事 者 目 録

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

抗 告 人 官 部 龍 彦

5 新潟県新発田市住吉町2-3-31

相 手 方 長 谷 川 サ ナ エ

新潟県胎内市桃崎浜691-55

相 手 方 小 池 武 志

新潟県村上市平林2010-1

10 相 手 方 小 池 ユ リ 子

新潟県上越市北本町4-3-9

相 手 方 部落解放同盟新潟県連合会

同代表者執行委員長 長 谷 川 均

以 上